

特別保育の対象となる職種のガイドライン

特別保育は、保護者全員（両親等）が下記に該当し、かつ休暇の取得が困難な場合

1、社会生活を維持する上で事業継続が求められる事業者

| 事業の種類 | 内 訳 |
|------------------------|--|
| 医療関係 | ・病院・診療所・薬局・その他の医療関係者（医薬品・医療機器の輸入、製造、販売 献血を実施する採血業・入院患者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サ ービスに関わる製造業、サービス業を含む。） |
| インフラ運営関係 | 電気・ガス・石油・石油化学・LP ガス・上下水道・通信・データセンター等 |
| 飲食料品供給関係 | 農業・林業・漁業、飲食料品輸入・製造・加工・流通・ネット通販等 |
| 生活必需物資供給関係 | 家庭用品・製造・加工・流通・ネット通販等 |
| 生活必需物資の小売り 関係等 | スーパー、卸売市場、食料品売場、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホーム センター、食堂・宅配・テークアウトサービス等 |
| 家庭用品のメンテナン ス関係 | 配管工・電気技師等 |
| 生活必需サービス | ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等 |
| 冠婚葬祭業関係 | 火葬の実施や遺体の死後処理に関わる事業者等 |
| メディア | テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等 |
| 個人向けサービス | ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等 |
| 金融機関 | 銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等 |
| 物流運搬サービス | 鉄道、バス、タクシー、モノレール、トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、 郵便等、物流サービス（宅配等） |
| 官公署等 | 警察、消防、官公署、その他の行政サービス |
| 国防に必要な製造業・サ ービス業の維持 | 航空機、潜水艦等 |
| 企業活動・治安維持に必 要なサービス | ビルメンテナンス、セキュリティー関係等 |
| 安全安心に必要な社会 基盤 | 河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別報に基づく危険物管理等 |

2、社会福祉サービス等の事業者

| 事業の種類 | 内 訳 |
|-----------|--|
| 社会福祉サービス等 | 保育所、こども園、小規模保育事業所、幼稚園、放課後時児童クラブ 等 介護老人福祉施設、障害者支援施設等、施設入所者への食事提供サービスなど、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。 その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設 |

3、その他、真にやむを得ない事情がある場合

上記 1, 2 には該当しないが、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合や、保護者の疾病や看護、介護、多児育児等で家庭での保育がどうしても困難な場合など、各施設がやむを得ないと判断した場合。